(b)　当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意(15)hを次のように改める。

h　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意(18)gを次のように改める。

g　当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該発行に係る外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意(19)a及び(20)a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「記載すること」の次に「。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の１に準じて記載すること」を加え、同記載上の注意(23)hを次のように改める。

h　当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号の11様式中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

準拠法及び管轄裁判所

に改める。

第七号の11様式第１部第１の３中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

準拠

に改める。

第七号の11様式第１部第１の４中

法及び管轄裁判所	

を

振出日
発行価額の総額
振出地
発行限度額
発行価格
発行限度額残高
券面総額又は短
支払期日
支払場所
バックアップラ
バックアップラ
保証者
保証者の概要
保証の内容
準拠法及び管轄
取得格付

に改める。